

社会福祉法人沼田市社会福祉協議会
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が、その能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日

2 内 容

目標1 セクシャルハラスメント等に関する各種相談窓口の設置・取り組み等により職場環境の改善を図る

(対策)

- 令和4年4月～ 職員研修による周知徹底と情報提供を行い働きやすい職場環境をつくる
相談窓口設置による相談への対応
- 令和5年4月～ 相談窓口担当者のレベルアップ研修の実施

目標2 職業生活と家庭生活両立に向けて雇用環境整備のため年次有給休暇の取得促進の徹底を図る

職員の年次有給休暇について7割以上の取得を目指す

(対策)

- 令和4年4月～ 職員研修による周知徹底
- 令和5年4月～ 取得状況の報告と職場環境等のアンケート

3 女性の活躍に関する情報公表

(1) 労働者に占める女性の割合

	事務職	専門職
全体	54.5%	96.1%
正規職員	33.3%	90.9%
非正規職員(嘱託・臨時)	55.6%	100.0%
非正規職員(パート職員)	100.0%	96.7%

(2) 有給休暇取得率

	事務職	専門職
全体	65.0%	66.5%
正規職員	53.6%	52.3%
非正規職員(嘱託・臨時)	81.5%	76.7%
非正規職員(パート)	71.0%	70.5%

(3) その他

- ・年次有給休暇の時間単位の取得制度
- ・妊婦に関する法を上回る制度
- ・病気のための休暇制度